


「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」等の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。


さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービス変更等に伴い、本年4月1日より「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」等を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>【野村の個人情報保護方針】 1～5(省略) ※野村証券の「個人情報保護方針」のホームページアドレスは、 https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html です。 右記からもご覧いただけます。</p>  <p>野村証券の本店所在地、代表者、その他の会社概要は、ホームページをご覧ください。</p> <p>第1章 基本約款 第26条(諸料金・諸費用) (1)・(2)(省略) (3) <u>保護預り・振替決済口座約款11条の振替口座簿記帳事項の証明書の交付、12条の名義書換等の手続きの代行等</u>については、当社の定めにより、手数料をいただくことがあります。 (4)・(5)(省略) (6) <u>その他各種証明書の発行等</u>、お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、これに要した実費を頂戴できるものとします。 (7)(省略)</p> <p>第29条(免責事項) ①～⑥(省略) ⑦ <u>総合届出印鑑を喪失したとき、名称、所在地</u>その他のお届出事項の変更についての届出がなされる前に生じた損害 ⑧～⑫(省略)</p> <p>第2章 保護預り・振替決済口座約款 第12条(名義書換等の手続きの代行等) 当社は、ご依頼があるときは、株券等の名義書換、併合、合併、株式交換、株式移転等、単元未満株式等の発行者による買取または買増、株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求、投資信託(登録可能投資信託を除きます)の受益者登録等に係る手続きの代行、<u>その他発行会社や振替機関等への各種取次</u>を行います。</p>	<p>【野村の個人情報保護方針】 1～5(省略) ※野村証券の「個人情報保護方針」のホームページアドレスは、 https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html です。</p> <p>野村証券の本店所在地、代表者、その他の会社概要は、ホームページをご覧ください。</p> <p>第1章 基本約款 第26条(諸料金・諸費用) (1)・(2)(省略) (3) <u>保護預り・振替決済口座約款12条の名義書換等の手続きの代行</u>については、当社の定めにより、手数料をいただくことがあります。 (4)・(5)(省略) (6) お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、これに要した実費を頂戴できるものとします。 (7)(省略)</p> <p>第29条(免責事項) ①～⑥(省略) ⑦ <u>総合届出印鑑を喪失したとき、または名称</u>その他のお届出事項の変更についての届出がなされる前に生じた損害 ⑧～⑫(省略)</p> <p>第2章 保護預り・振替決済口座約款 第12条(名義書換等の手続きの代行等) 当社は、ご依頼があるときは、株券等の名義書換、併合、合併、株式交換、株式移転等、単元未満株式等の発行者による買取または買増、株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求、投資信託(登録可能投資信託を除きます)の受益者登録に係る手続きを代行します。</p>

新
<p>第 14 条(振替有価証券の手続きの代行等) (1)～(5)(省略)</p> <p>(6) 当社は、振替有価証券の発行者に係る合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。</p> <p>(7)(省略)</p> <p>第 5 章 外国証券取引口座約款 第 11 条(第三者への情報提供に関する同意) ①～⑤(省略) ⑥ <u>外国証券の売買によらない振替または本口座からの残高の抹消その他の手続きを行う場合</u> <u>その証券を管理する機関</u></p> <p>第 6 章 株式累積投資約款 第 7 条(権利処理) (1)・(2)(省略)</p> <p>(3) 累投株について新株予約権等（当該累投株の割当を受け、またはこれを引受ける権利を含みます。以下、本章において同じ）が付与される場合は、<u>可能な範囲内で</u>、指定取引所が定める権利落ち日等の日に、次の算式で算出された価額で換金します。</p> $\text{旧株式の権利付株数} \times \left(\frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式} \times \text{新株式} \times \text{割当率}}{1 + \text{新株式割当率}}}{\text{旧株式終値}} \right)$ <p>(4)～(11)(省略)</p> <p>第 7 章 オンラインサービス約款 第 7 条(注文回数) 投資信託の売買注文について、同一の日に売買することを求めるものを受付ける回数の上限は、当社が別に定めます。</p> <p>第 9 章 電子交付等の利用に係る約款 第 6 条(本契約の終了) (1) お客様が、当社所定の方式により、電子交付等の利用終了の申し出をされ、当社が当該申し出を受理したとき、本契約は終了するものとします。<u>また、オンラインサービス契約が終了した場合には、オンラインサービスに関連する本契約も終了するものとします。</u></p> <p>(2)・(3)(省略)</p> <p>2023年4月</p>

旧
<p>第 14 条(振替有価証券の手続きの代行等) (1)～(5)(省略)</p> <p>(6) 当社は、振替有価証券の発行者に係る合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。</p> <p>(7)(省略)</p> <p>第 5 章 外国証券取引口座約款 第 11 条(第三者への情報提供に関する同意) ①～⑤(省略) (新設)</p> <p>第 6 章 株式累積投資約款 第 7 条(権利処理) (1)・(2)(省略)</p> <p>(3) 累投株について新株予約権等（当該累投株の割当を受け、またはこれを引受ける権利を含みます。以下、本章において同じ）が付与される場合は、指定取引所が定める権利落ち日等の日に、次の算式で算出された価額で換金します。</p> $\text{旧株式の権利付株数} \times \left(\frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式} \times \text{新株式} \times \text{割当率}}{1 + \text{新株式割当率}}}{\text{旧株式終値}} \right)$ <p>(4)～(11)(省略)</p> <p>第 7 章 オンラインサービス約款 第 7 条(注文回数) 投資信託の売買注文のうち、<u>同一銘柄を対象とし</u>、同一の日に売買することを求めるものを受付ける回数の上限は、当社が別に定めます。</p> <p>第 9 章 電子交付等の利用に係る約款 第 6 条(本契約の終了) (1) お客様が、当社所定の方式により、電子交付等の利用終了の申し出をされ、当社が当該申し出を受理したとき、本契約は終了するものとします。</p> <p>(2)・(3)(省略)</p> <p>2022年9月</p>

新	旧
<p>【米国税務当局への情報提供に関する留意点について】 基本約款第 28 条に定める情報提供について、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)をご確認ください。</p> <p>当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)は、下記からもご覧いただけます。</p>  <p>【メールサービスのご利用について】</p> <p>①(省略)</p> <p>② メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されますと、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」、<u>メールアドレスのいずれか一方又は双方の登録を解除させていただきますので、予めご了承ください。</u></p> <p>③～⑨(省略)</p> <p>2023 年 4 月</p>	<p>【米国税務当局への情報提供に関する留意点について】 基本約款第 28 条に定める情報提供について、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)をご確認ください。</p> <p>【メールサービスのご利用について】</p> <p>①(省略)</p> <p>② メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されますと、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」の登録を解除させていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>③～⑨(省略)</p> <p>2017 年 8 月</p>

以上

